

＜全宅管理マガジン＞ Vol.9 (2011.12)

12月1日より「賃貸住宅管理業者登録制度」が施行されました。

国土交通省は、平成23年9月30日に「賃貸住宅管理業者登録制度」における登録の手続等を定めた登録規程と、賃貸住宅管理業務を遂行する上で遵守すべき一定のルールを定めた賃貸住宅管理業務処理準則を公布し、本制度が12月1日より施行されております。

本会では、登録方法の解説や登録後に必要な実務書面の作成等、登録促進に向けた事業を実施していくことが決定しており、11月下旬には制度概要等の詳細内容を記載した冊子「賃貸住宅管理業者登録制度の解説」を全会員宛に送付しておりますので、ご確認いただければと思います。

また、12月8日（東京）、9日（石川）に開催される会員研修会でも、登録制度の概要を本会顧問弁護士よりご講演いただきます。多くの方の研修会へのご参加をお待ちしております。

トピックス1：「原状回復基礎知識」（リーフレット）の送付について

平成23年8月16日、国土交通省より「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」が公表されたことに伴い、本会では貸主・借主への配布用の「原状回復基礎知識」（リーフレット）を作成し、11月末に全会員宛に発送しております。内容をご確認いただきまして、追加のご注文がございましたら、同封のご注文用紙にてお申込み下さい。

また、以前送付いたしました「賃貸不動産管理業者のための原状回復をめぐるトラブルとガイドライン再改訂版Q&A」及び同ガイドライン（再改訂版）のダイレクト印刷版も、引き続き、ご注文を受け付けておりますので是非ご検討下さい。

トピックス2：電話法律相談（無料）のご案内

本会顧問弁護士による、賃貸管理に関する電話法律相談を隔週月曜日（月曜日が休日の場合は翌火曜日）に実施しております。出来るだけ多くのご相談に対応するため、相談時間は1回15分以内、相談内容は1回につき1件、でお願いいたします。なお、会員確認のため会員番号をお伺いいたしますので、あらかじめご用意下さい（会員番号が不明の場合はお調べいたします）。

[12・1月の法律相談日] 12月5日（月）、19日（月）／1月10日（火）、23日（月）

午後1時～4時（最終受付：午後3時50分）

《協会からの連絡》 会員登録事項変更時の届出のお願い

本会では、10月、11月と「原状回復ガイドライン」「賃貸住宅管理業者登録制度」関係の出版物を全会員宛に発送したところですが、転居等の理由で発送物が事務局に返送されてくる件数が増加してきております。会員の方におかれましては、入会時にご登録いただきました会員登録事項（商号・事務所所在地・代表者名・担当者名・電話番号・FAX番号、等）に変更があった際は、必ず下記【問い合わせ先】までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

[注意] 都道府県宅建協会に変更の届出をしただけでは、本会の会員登録事項は変更されませんので、別途本会にもご連絡をお願いいたします。

【問い合わせ先】一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会 事務局

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館

（電話）03-3865-7031 （FAX）03-5821-7330 （Eメール）zentakukanri@bz01.plala.or.jp